

令和7年9月29日

富山県議会議長 武田 慎一 殿

教育警務委員長 瀬川 侑希

請 願 審 査 報 告 書

本委員会に付託の請願を審査した結果、別紙のとおり決定したから、
会議規則第91条第1項の規定により報告します。

○教育警務委員会

受理 番号	受 理 年月日	件 名 (紹介議員)	提 出 者	要 旨	審 査 結 果
6-1	7. 9. 19	<p>県内どこに住んでいても、学習の機会が保障されるよう、県立高校再編の検討を慎重にすすめることを求める 請願</p> <p>(菅沢 裕明 火爪 弘子)</p>	<p>富山市千歳町1-2-3 富山県高等学校教職員組合 執行委員長 中山 洋一</p>	<p>(請願の趣旨)</p> <p>県政発展のためにご尽力いただいていることに敬意を表します。</p> <p>県と県教育委員会は8月の総合教育会議に「新時代とやまハイスクール構想」実施方針(素案)を提案し、10月に方針を決定しようとしています。素案では、令和20年度までに全日制県立高校34校すべてを再構築して20校にする、その内訳は大規模校(1学年480人)を県東部に1校、中規模校(160~280人)を県東部に9校、県西部に6校、小規模校(120人以下)を県東部と県西部にそれぞれ2校配置、としています。</p> <p>ところが、依然として県立高校の募集率、4学区ごとの募集率、学級規模、普職比率などはいずれも未定としています。どんな教育内容の学科をどれだけ、どこに配置するかという検討も進んでいません。それ以前に、現在の高校教育の課題と評価、これまで行ってきた教育行政の検証がまったく手つかずの状態です。13年後の目指す姿がほとんど描けていないままに、学校規模と学校数だけを先に決めてしまうのは順序が間違っています。今ある県立高校の何が課題で、どうすればそれを克服できるのか。どんな高校にしていくのか。そういった地に足の着いた議論を広く県民がかかわって進めていくことが必要です。</p> <p>第1期の再編を28年度に開始するには26年2月までに再編計画を策定する必要がありますが、現在の進捗状況からみて、これはあまりにも乱暴です。28年度再編</p>	一部採択

受理 番号	受 理 年月日	件 名 (紹介議員)	提 出 者	要 旨	審 査 結 果
				<p>開始を強行すべきではありません。</p> <p>大規模校のあり方については方針が二転三転し、これまで寄せられた県民の声を無視する対応になっています。子どもの数が減る中で480人もの大規模校をつくることは県民の理解を得られません。公共交通機関の維持、存続が大きな課題となっている中、34校から20校へと学校数を極端に減らすことによる通学の困難に対して、生徒・保護者から多数出されてきた切実な訴えに応える姿勢が素案には見えません。検討会議の協議が非公開とされることが多く、議事録も公表されないため、検討状況が県民には見えません。県民が置き去りにされていると言わざるを得ません。また、再編に必要な予算規模とその確保の見通し、教育の担い手である教職員配置の充実に対して県がどんな姿勢なのかなど、再編計画策定の裏付けとなる議論も皆無です。</p> <p>県立高校の再編を将来に禍根を残すものにしてはいけません。県内すべての地域のすべての年代の子どもたちの学習権を保障するために、下記の事項を請願します。</p> <p>(請願の項目)</p> <p>「新時代とやまハイスクール構想」実施方針(素案)の取り扱いについて</p> <p>1 今後の県立高校のあり方の検討にあたっては、数合わせではなく、まずはこれまで行ってきた高校教育、教育行政の検証と評価をしっかりと行うこと。そのうえで学校の教育課題を解決するためにどんな学校にし</p>	(採択)

受理 番号	受 理 年月日	件 名 (紹介議員)	提 出 者	要 旨	審 査 結 果
				<p>ていくべきかといった本質的な議論を県民に開かれた形で深めること。</p> <p>2 「新時代とやまハイスクール構想検討会議」のあり方を見直すこと。</p> <p>①知事は諮問する側にまわること。</p> <p>②会議を公開すること。また、議事録を公表するなど検討の経緯が県民に分かるようにすること。</p> <p>③児童・生徒、保護者、教職員といった教育当事者の意見をもっと尊重すること。</p> <p>3 生徒数480人の大規模校（総合選択制普通科高校）を県東部に1校設置するという方針を見直すこと。</p> <p>4 令和20年度の学校数、大・中・小規模の生徒数の目安を再検討すること。</p> <p>5 第1期再編を28年度に開始することは拙速であり、これを強行すれば多大な動揺と混乱を招くため、再編は早くても29年度以降とすることを一刻も早く決定し、公表すること。</p> <p>6 高校再編に必要な予算規模とその確保の見通し、教育の担い手である教職員配置の充実の姿勢を県と県教育委員会は責任をもって早期に示すこと。</p> <p>7-1 高校生の通学の便を保障するため、県として公共交通機関の維持に努めるとともに、通学にかかる時間的、経済的な負担の軽減を図ること。そのために、学校数を極力減らさないこと。</p>	<p>(不採択)</p> <p>(不採択)</p> <p>(採択)</p> <p>(採択)</p> <p>(不採択)</p> <p>(不採択)</p>

※項目7は、地方創生産業委員会にも分割付託しており、枝番を付している。

令和7年9月29日

富山県議会議長 武田 慎一 殿

地方創生産業委員長 川上 浩

請 願 審 査 報 告 書

本委員会に付託の請願を審査した結果、別紙のとおり決定したから、
会議規則第91条第1項の規定により報告します。

○地方創生産業委員会

受理 番号	受 理 年月日	件 名 (紹介議員)	提 出 者	要 旨	審 査 結 果
6-2	7. 9. 19	<p>県内どこに住んでいても、学習の機会が保障されるよう、県立高校再編の検討を慎重にすすめることを求める 請願</p> <p>(菅沢 裕明 火爪 弘子)</p>	<p>富山市千歳町1-2-3 富山県高等学校教職員組合 執行委員長 中山 洋一</p>	<p>(請願の趣旨)</p> <p>県政発展のためにご尽力いただいていることに敬意を表します。</p> <p>県と県教育委員会は8月の総合教育会議に「新時代とやまハイスクール構想」実施方針(素案)を提案し、10月に方針を決定しようとしています。素案では、令和20年度までに全日制県立高校34校すべてを再構築して20校にする、その内訳は大規模校(1学年480人)を県東部に1校、中規模校(160~280人)を県東部に9校、県西部に6校、小規模校(120人以下)を県東部と県西部にそれぞれ2校配置、としています。</p> <p>ところが、依然として県立高校の募集率、4学区ごとの募集率、学級規模、普職比率などはいずれも未定としています。どんな教育内容の学科をどれだけ、どこに配置するかという検討も進んでいません。それ以前に、現在の高校教育の課題と評価、これまで行ってきた教育行政の検証がまったく手つかずの状態です。13年後の目指す姿がほとんど描けていないままに、学校規模と学校数だけを先に決めてしまうのは順序が間違っています。今ある県立高校の何が課題で、どうすればそれを克服できるのか。どんな高校にしていくのか。そういった地に足の着いた議論を広く県民がかかわって進めていくことが必要です。</p> <p>第1期の再編を28年度に開始するには26年2月までに再編計画を策定する必要がありますが、現在の進捗状況からみて、これはあまりにも乱暴です。28年度再編</p>	不採択

受理 番号	受 理 年月日	件 名 (紹介議員)	提 出 者	要 旨	審 査 結 果
				<p>開始を強行すべきではありません。</p> <p>大規模校のあり方については方針が二転三転し、これまで寄せられた県民の声を無視する対応になっています。子どもの数が減る中で480人もの大規模校をつくることは県民の理解を得られません。公共交通機関の維持、存続が大きな課題となっている中、34校から20校へと学校数を極端に減らすことによる通学の困難に対して、生徒・保護者から多数出されてきた切実な訴えに応える姿勢が素案には見えません。検討会議の協議が非公開とされることが多く、議事録も公表されないため、検討状況が県民には見えません。県民が置き去りにされていると言わざるを得ません。また、再編に必要な予算規模とその確保の見通し、教育の担い手である教職員配置の充実に対して県がどんな姿勢なのかなど、再編計画策定の裏付けとなる議論も皆無です。</p> <p>県立高校の再編を将来に禍根を残すものにしてはいけません。県内すべての地域のすべての年代の子どもたちの学習権を保障するために、下記の事項をお願いします。</p> <p>(請願の項目)</p> <p>「新時代とやまハイスクール構想」実施方針(素案)の取り扱いについて</p> <p>7-2 高校生の通学の便を保障するため、県として公共交通機関の維持に努めるとともに、通学にかかる時間的、経済的な負担の軽減を図ること。そのために、学校数を極力減らさない</p>	

受理 番号	受 理 年月日	件 名 (紹介議員)	提 出 者	要 旨	審 査 結 果
				こと。	

※項目 7 は、教育警務委員会にも分割付託しており、枝番を付している。

※項目 1 ～ 6 は、教育警務委員会に分割付託している。

令和7年9月29日

富山県議会議長 武田 慎一 殿

県土整備農林水産委員長 庄司 昌弘

請 願 審 査 報 告 書

本委員会に付託の請願を審査した結果、別紙のとおり決定したから、
会議規則第91条第1項の規定により報告します。

○県土整備農林水産委員会

受理 番号	受 理 年月日	件 名 (紹介議員)	提 出 者		審 査 結 果
3	7. 9. 1	新湊マリーナの 占有に関する請 願書 (八嶋 浩久)	富山市 個人 外10名	<p>私たちは富山県新湊マリーナ（愛称海竜マリンパーク）の利用者、構内事業者、隣接する漁業組合です。日本一素晴らしい設備である当マリーナを多くの県民に楽しく使用してもらうため、次を請願します。</p> <p>請願の趣旨</p> <p>新湊マリーナの健全な発展のために、構内の占有許可申請（含む延長申請）に対し、次を許可条件として頂きたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンスを重視し、指定管理者、他の業者、利用者、地域との友好的な関係を保ち、地域の発展に貢献すること。 ・占有に関して、指定管理者、構内の業者、利用者である富山県セーリング連盟および海竜マリンパーク・モーターボートクラブ、地域（新湊漁業協同組合、海老江地域振興会）から半数以上の同意を得ること。 <p>請願の理由</p> <p>新湊マリーナにおいて、マリーナの事業者が撤退したり、それがSNS、検索サイトで悪評として散見されています。</p> <p>楽しく過ごすべき海竜マリンパークを、指定管理者、他の業者、利用者、地域が気持ちを一つにして運営することによって本来の姿に戻し、県民のウェルビーイングの向上を図るため、請願させて頂きました。</p>	採択

令和7年9月29日

富山県議会議長 武田 慎一 殿

議会運営委員長 五十嵐 務

請 願 審 査 報 告 書

本委員会に付託の請願を審査した結果、別紙のとおり決定したから、
会議規則第91条第1項の規定により報告します。

○議会運営委員会

受理 番号	受 理 年月日	件 名 (紹介議員)	提 出 者	要 旨	審 査 結 果
4	7.9.10	<p>「核兵器のない世界」を早期に実現するための請願</p> <p>（鹿熊 正一 菅沢 裕明 佐藤 則寿 火爪 弘子）</p>	富山市 団体	<p>[請願の趣旨]</p> <p>富山県議会は1999年12月、全会一致で「非核平和富山県宣言」を採択し、そのなかで「一日も早い核兵器の廃絶と世界の恒久平和の実現に向けて、一層の努力をしていかなければならない」と内外に宣言されています。</p> <p>しかし今、ロシアによるウクライナ侵攻、イスラエルのガザへの無差別爆撃などにより平和が深刻に脅かされ、核兵器が実際に使用される危険性がかつてなく強まっています。</p> <p>その一方、被爆の実相と核兵器の非人道性を世界に訴え続けた被爆者の運動などを力に、2017年国連で核兵器禁止条約が採択され、昨年12月には日本原水爆被害者団体協議会（被団協）がノーベル平和賞を受賞するなど、「核兵器のない世界」をめざす動きは核保有国・依存国の内外にも大きく広がっています。</p> <p>こうしたなかで、富山県議会が本年2月に被団協を招いた講演会を開催され、6月には県議会議事堂における県被爆者協議会主催の原爆パネル展を協賛されたことに心から感謝し敬意を表します。</p> <p>そこで、被爆80年の節目にあたり、「核兵器のない世界」の実現のため、日本政府が、唯一の戦争被爆国として、国際社会においていっそうのイニシアチブを発揮するよう求めていただきたく、請願するものです。</p>	採択

受理 番号	受 理 年月日	件 名 (紹介議員)	提 出 者	要 旨	審 査 結 果
				<p>[請願の内容]</p> <p>国会および政府に対し、「核兵器のない世界」の実現に向けて、唯一の戦争被爆国にふさわしいイニシアチブを発揮することを求める内容の意見書を採択していただくこと。</p>	

○議会運営委員会

受理 番号	受 理 年月日	件 名 (紹介議員)	提 出 者	要 旨	審 査 結 果
5	7.9.10	再審法の早期改正を求める意見書の請願 (岡崎 信也 火爪 弘子)	富山市 団体	<p>《請願趣旨》</p> <p>いま国会では、再審法改正をめぐって重要な局面を迎えています。</p> <p>袴田事件の再審無罪確定を契機に、地方議会での「再審法改正を今国会で成立させてください」という意見書採択が進み(7月末現在で25道府県を含む736議会)、7月20日の、福井女子中学生殺人事件の犯人に仕立て上げられた前川彰司さんが再審無罪の判決を得たことで国民に更に大きなインパクトを与えました。</p> <p>国会においては、再審法改正の実現をめざす超党派議連の参加議員が全国会議員の過半数を超え(4月9日現在 388人)、議員立法による法改正に向けて、法案作成など作業を詰め、先の通常国会の終盤には、野党6党がその改正案を国会に提出し、現在は、衆議院で継続審議となっております。</p> <p>この改正案は2019年の日弁連の改正案を踏まえたもので、要点は次の4点です。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 再審における証拠開示の法制化 ② 再審開始決定に対する検察官の不服申し立ての禁止 ③ 有罪判決に関与した裁判官の除籍、忌避の規定 ④ 審理の長期化を防ぐ期日指定の規定 <p>一方、法改正に後ろ向きであった法務省が、広がる世論の下、態度を一変させ、昨年末、議員立法</p>	採択

受理 番号	受 理 年月日	件 名 (紹介議員)	提 出 者	要 旨	審 査 結 果
				<p>に対抗するかのよう、再審制度の見直しの是非について法制審議会に諮問しました。</p> <p>法制審は、法務省最高検が主導権を握っており、4月21日に開かれた第1回の法制審で東京高検の委員は、証拠開示については条件付きでの検討、検察の不服申立制度については反対の意見を述べて、自分たちの誤りについて反省する様子はありません。</p> <p>私たちは、2019年に日弁連が決議した再審法改正案を支持し、国会の超党派議連と情報交換を行いつつ、署名活動、街頭宣伝などで世論に訴えてまいりました。超党派議連が、国会議員の過半数を結集して、改正案を取りまとめ、国会に提出・継続審議となっている今日の段階で、先ず超党派議連の議員立法による再審法の改正を次期国会で成し遂げるのが順序であろうと考えています。</p> <p>私たちは袴田巖さんや前川彰司さんのような、自己の無罪を明らかにするために40年50年という長い年月を費やさねばならないような人権無視は許されないと考えます。</p> <p>富山県議会に於かれては、法務省・検察庁の権益擁護の姿勢を許さず、国会の早急な立法権の発揮を求めて、「次期国会での再審法改正を求める意見書」を送付していただきますようお願いする次第です。</p>	